令和８年度　羽曳野市会計年度任用職員（一般業務職員）募集要領

職種・区分・受験資格・採用予定人数

職種	区分	受験資格	採用予定人数
保育士（保育園等） 幼稚園講師・保育士（保育園等） **（欠員補充）**	一般	保育士資格、もしくは保育士資格・幼稚園教諭免許のどちらも有する者。 または、地域限定保育士証（大阪府）を有する者。	１名

※資格、免許その他の条件を満たさなかった人は、この試験において得た一切の資格を失います。
※学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第２条７項に規定する「特定性犯罪」に掲げる罪に処されたことがある方は応募できません。（参考１）
※地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する方は応募できません。（参考２）

１　選考

（１） 方法　書類選考、面接試験
（２） 日時　随時
（３） 場所　羽曳野市誉田４丁目１番１号　羽曳野市役所　こども保育課

２　合否の決定・発表

合否にかかわらず受験者全員に郵送にて通知します。

３　受験申込受付

（１） 受付期間　随時受付（※合格者が採用予定人数に達し次第終了）
※土曜日、日曜日、祝日を除く午前９時 00 分～午後５時 30 分
※書類持参の際、面接試験を実施しますので、事前にお問い合わせください。
（２） 受付場所　羽曳野市役所　こどもえがお部　こども保育課（本館１階①番窓口）
（３） 提出書類等（郵送不可）

提出書類	①会計年度任用職員採用試験申込書(※署名、写真貼付のこと) ②保育士資格（コピーを取り、原本はお返しします。）
注意事項	○写真は、正面上半身、脱帽、無背景、縦４㎝×横３㎝の３か月以内に撮影したもので裏面に住所、氏名を記入したものを貼付すること。 ○書類に不備がある場合は受領しません。 ○保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する場合は、どちらもご提出ください。

４　報酬・勤務条件等

（１） 任用期間　勤務可能日　～　令和８年 12 月 31 日
※なお、この職は欠員補充として募集するものです。
ただし、上記の期間を経ても欠員補充の必要が生じた場合は、再度の採用をすることがあります。
（２） 報酬等（令和８年 10 月時点）

報酬	期末勤勉手当	通勤手当	退職手当	健康保険・厚生年金保険 雇用保険・福利厚生会
①月額　246,255 円	なし	あり	なし	あり★

※期末手当の支給条件は、任期の定めが６月以上で週勤務 15 時間 30 分以上の方になります。
★任用期間により条件が変わります。

（３） 勤務時間　週５日
月～土 / ９：00～17：15（休憩 45 分）　7時間 30 分勤務
※シフトにより勤務時間は変動します。

（４） 勤務場所　はびきの保育園
（５） 業務内容　保育補助
（６） 休日　　日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日まで）
（７） 休暇　　年次有給休暇　※付与条件は、６月を超える任用期間が見込まれる方になります。
　　特別休暇(結婚、忌引等)
（８） 公務災害　労働者災害補償保険法により補償
（９） その他　　自動車による通勤は、ご自身で駐車場を確保することが条件となります。

【参考】

（参考１）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第２条７項
この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三　児童福祉法第六十条第一項の罪
四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
　イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為
　ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下この口において「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
　ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又は口に掲げるものを除く。）
　ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

（参考２）地方公務員法第 16 条
次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

問い合わせ先
羽曳野市こどもえがお部こども保育課
☎072-958-1111　（内線）1241